地域貢献プロジェクト 「ヴィーガン食材の宝庫・群馬ブランド確立プロジェクト」 海外出張調査にかかる専門家の公募

2020年1月23日

独立行政法人 日本貿易振興機構 副 理 事 長 信 谷 和 重

日本貿易振興機構(以下、「ジェトロ」という。)では、自治体や地域の関係団体等と連携し、地域経済の活性化や課題解決に貢献する地域貢献プロジェクトを実施しています。中小企業の海外販路拡大やブランド構築等のため、バイヤー・業界関係者の招へいや海外ミッション派遣など様々な事業ツールを効果的に組み合わせた海外展開支援を行っています。

地域貢献プロジェクト「ヴィーガン食材の宝庫・群馬ブランド確立プロジェクト」では、米国・ロサンゼルスにおいて群馬県産ヴィーガン食材の魅力向上にむけ、レストラン業界における食材の市場調査を目的とする専門家派遣を行います。ご関心のある方は下記公募内容をご確認の上、ご応募願います。

【案件概要】

ヴィーガン(動物由来のたんぱく質を摂取しない厳格な菜食主義)対応の食材が豊富に産出される群馬県を「ヴィーガン食材の宝庫」としてブランディングし、群馬県産ヴィーガン食材の輸出促進に貢献する。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックで多数のヴィーガンの来日が想定されるため、その機を捉えて、ヴィーガン関係者のインバウンド需要を群馬県に取り込む。

【参考】地域貢献プロジェクトについて

地域貢献プロジェクトは、自治体や地域の関係団体等と国内事務所が連携し、地域経済の活性化や課題解決に貢献するプロジェクトです。

■2019 年度地域貢献プロジェクト案件一覧

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_News/releases/2019/2193e25e27320c5d/4r.pdf

■地域貢献プロジェクトについて

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_News/releases/2018/cd96c9798c87c045/4.pdf

1. 応募資格

(1)必須条件

- ① 日本在住である個人又は日本法人(登録法人)。
- ② 本応募に関し、所属先がある場合はその了解が得られていること。
- ③ 刑事罰を受けていないこと(係争中を含む)。
- ④ 個人にあっては本人が、法人にあっては本業務に従事する者が、本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと。
- ⑤ 本事業及びジェトロ事業での契約実績がある場合、その業務内容等において重大な問題を起こしていないこと。
- ⑥ ジェトロの指示する派遣期間内での派遣に対応可能であること。
- ⑦ 個人による応募の場合、反社会的勢力又はこれに類似する企業・団体に所属する個人でないこと。法人による応募の場合、反社会的勢力またはこれに類似する企業・団体でないこと。

(2)専門性(以下の条件を全て満たしていること)

- ① 対象分野の市場・トレンドを客観的に評価できるだけの経験とノウハウを有しており、高度な専門的知見を有していること。原則 5 年以上の実務経験を有していることが望ましい。
- ② 該当する国内地域又は海外における対象分野、又は対象分野と関係の深い分野のビジネス動向等について広い知見を有しており、現状を十分に把握していること。
- ③ ジェトロが設定した産業交流計画の目的・コンセプトを十分に理解し、密接な連携を取れること。
- (3)その他専門性(以下の条件を満たしていることが望ましい) 国内及び海外においてヴィーガンを含む多様なジャンルの料理の制作経験があること。

(4)留意事項

本業務は産業交流の補完的役割を担うものであり、特定企業又は事業の利益に与するものではないことを確認・理解すること。

2. 業務委託内容

- (1)派遣先国・地域での業務
 - ① 派遣先国・地域において群馬県産ヴィーガン食材を活用した料理を考案し、現地レストラ

- ン・ホテル、食品商社、メディアに向けた料理の提供及びプレゼンテーションを行う。
- ② 派遣先国・地域におけるヴィーガン市場・提供されるヴィーガン料理の現状を現場で調査し、国内との共通点、相違点等を分析し、交流の接点を発掘する。
- ※ 訪問先のアポイントメントの取得については、ジェトロ国内外事務所が行う。

(2)派遣後の業務

- ① 派遣先国・地域のヴィーガン市場・レストラン情報を群馬県内地域企業に提供する。
- ② 調査結果、企業・海外関係団体との協議結果等について、群馬県内企業等に報告し、本事業計画の策定・更新の支援を行う。
- ③ ジェトロが主催する報告会等において、速やかに調査/派遣結果を報告する。また、ジェトロに調査報告書を帰国後1カ月以内に提出する。
- ④ 本派遣とは別に、国内研究会等で本交流の促進に資する専門知識・情報の提供を依頼 する場合がある。

3. 募集人数

1名

4. 派遣回数および派遣期間

2019年度 1回

2020 年 2 月 24 日(月)~29 日(土)(海外出張調査)※28・29 日は移動日 ※派遣期間は進捗状況により変更の可能性があります。

5. 派遣先国·地域

米国・ロサンゼルス

6. 派遣形態

ジェトロと個人、又は個人が所属する企業・団体等と海外案件専門家業務委託契約書を締結する 業務委託方式

7. 派遣旅費等

- (1)① ジェトロの外国旅費規程に基づき、日本一派遣先国間の航空券(往復)を現物支給。
 - ② ジェトロの外国旅費規程に基づく宿泊料、日当を支給。
 - ※ 現地活動に必要な通訳費や車両借り上げ費等はジェトロが負担。
 - ※ 本派遣とは別に、国内研究会等で本交流の促進に資する専門知識・情報の提供を依頼 する場合がある。その場合は、ジェトロ規程に基づき、講師謝金を支払うものとする。但し、 名目・実質にかかわらず本事業の関係団体又は事務局の構成員の場合は、この限りで

はない。

- (2)ジェトロは「11.(1)」のとおり選考結果を採択者(専門家)に通知した時点で、7.(1)①の航空券(往復)の手配を開始する。
 - ※採択結果の通知日以降に専門家の都合により本派遣の中止又は派遣期間の変更が必要 となった場合は、専門家に航空券手配に係る取消料又は変更手数料をご負担いただきま す。

8. 謝金

ジェトロの謝金等の支払い基準に関する内規に基づき、派遣期間中1日につき2万円の謝金 を支給。

- ※国内から海外、海外から国内への移動日は除く。
- ※関係団体又は事務局の構成員が専門家となった場合は、この限りではない。
- ※派遣前・派遣後に「2. 業務委託内容(2)③」以外の業務が別途発生する場合は、ジェトロの内規に基づき係る謝金をジェトロの判断により支払うことができる。

9. 応募方法

- (1)提出書類
 - ① 申請書(法人契約の場合は、契約締結者欄に法人の情報を記入)
 - ② 会社概要(法人契約の場合のみ)

(2)提出方法

2020 年 2 月 6 日 (木) 17:00 までに、必要書類を下記の提出先に電子メール及び郵送で提出すること(いずれも必着のこと)。

- ※ 電子メールの提出にあたっては、以下のとおりご対応ください。
 - ・電子メールに添付するファイルは一式を zip ファイルにまとめ、必ずパスワードをかけて提出すること。
 - ・各ファイル(ワード)にはパスワードを直接かけないこと。
 - ・パスワードは、提出物を添付したメールとは別のメールで送付すること。
- ※ FAXでの提出は受け付けておりません。
- ※ 提出書類は返却いたしません。

(3)提出先

ジェトロ群馬貿易情報センター(担当:亀井)

E-mail: GUM@jetro.go.jp

〒370-0849 群馬県高崎市八島町 222 高崎モントレー2階

10. 応募期間

2020年1月23日(木)~2月6日(木)17:00

11. 選考手続き

- (1) 第一次選考: 書類審査、第二次選考: 面談(書類審査の上、別途日時を連絡。原則、面談は 群馬貿易情報センターにおいて行います。なお、面談にかかる旅費はジェトロでは負担しま せん。)
- ※選考結果は採否のみを応募者本人に通知します(法人契約の場合も同様)。なお、採否理由は お答えできません。

(2) 選者基準

選考に当たっては以下の要素を総合的に勘案し、採択者を決定します。

- ① 対象分野の市場・トレンドを客観的に評価できるだけの経験とノウハウを有しており、 高度な専門的知見を有している。
- ② 該当する国内地域又は海外地域における対象分野、又は対象分野と関係の深い分野のビジネス動向等について広い知見を有しており、現状を十分に把握している。
- ③ ジェトロが設定した産業交流計画の目的・コンセプトを十分に理解し、密接な連携を 取れる。
- ④ 国内及び海外においてヴィーガンを含む多様なジャンルの料理の制作経験があること。

12. 個人情報の取り扱い

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、専門家選定及び派遣手続きのために利用します。

13. 担当部課

ジェトロ群馬貿易情報センター(担当:亀井)

E-mail: GUM@jetro.go.jp

〒370-0849 群馬県高崎市八島町 222 高崎モントレー2階

※ 電話やFAXでのお問い合わせはお受けしておりませんのでご了承ください。

以上

< 独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法

人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引 等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了 承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相 当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職 していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること (当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)
- ※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。 また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれ かに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ※当機構が保有する情報または公知の情報(法人のウェブサイト等)で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)